

# 1 緑の少年団活動支援事業実施要領

## 1 事業の目的

次代を担う緑の少年団が、森林をはじめとする緑に親しみ、守り、育てる活動を通じて心豊かに育つことを支援するため、この事業を実施する。

## 2 事業の内容および助成率

|   | 事業名           | 事業主体       | 事業内容  | 助成率・助成金                                 | 提出様式                     |
|---|---------------|------------|---|---|--------------------------|
| 随<br>時<br>申<br>請<br><br>(事業実施前までに申請)      | (1) 団服整備事業    | 緑の少年団      | 緑の少年団の団服の整備に必要な経費の助成  | 新設団 10/10<br>既設団 5/10                   | (1)<br>(2)<br>(4)<br>(6) |
|   | (2) 団旗新調事業    | 緑の少年団      | 緑の少年団の団旗の新調に必要な経費の助成  | 新設団 10/10<br>既設団 5/10<br>但し上限5万円        |                          |
|   | (3) 交流会参加促進事業 | 各地区緑化推進協議会 | キャンプ活動など緑の少年団の交流会に必要な経費の助成  | 20,000円/回<br>但し1団につき<br>年1回             |                          |
|   | (4) 交通費助成事業   | 緑の少年団      | かごしまみどりの基金(以下「基金」という)が主催する県レベルの催し参加に必要な交通費の助成<br>(みどりの感謝祭, 九州森林の日植樹祭, 各地区植樹祭等)                                      | 1回につき<br>50,000円以内<br>※別表1参照            |                          |
|   |               |            | 離島の緑の少年団が催しに参加する場合に必要な交通費の助成<br>(引率1人を含む)   | 種子島等<br>100,000円以内<br>大島等<br>200,000円以内 |                          |
| 3<br>月<br>末<br>日<br>ま<br>で<br>に<br>報<br>告 | (5) 実践活動促進事業  | 緑の少年団      | 実践活動の内容<br>①森林の働きなどの学習<br>②樹木の植栽、管理などの活動<br>③森林でのキャンプやレクレーション活動<br>④木工や木の実の工作など<br>⑤花壇づくりなどの緑化活動<br>⑥緑の募金活動<br>⑦その他 | 予算の範囲内で別に定める。                           | (7)                      |

### 3 事業実施主体

この事業は、緑の少年団鹿児島県連盟(以下「県連盟」という)が実施するものとし、これに必要な経費は、公益財団法人かごしまみどりの基金(以下「基金」という)が負担するものとする。

### 4 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、助成金交付申請書(様式1)に計画書(様式2)及びその他必要な書類を添付し、県連盟に提出する。

### 5 助成金交付決定

理事長は申請者から申請があった時は、内容審査のうえ助成金交付決定通知書(様式3)により通知する。

### 6 事業実施報告

- ① (1)～(4)の事業については、申請者は事業が完了したときは、事業実施報告書(様式4)に実績書、収支決算書及びその他必要な書類を添付し、県連盟に提出する。
- ② (5) 実践活動促進事業については、毎年3月末日までに活動実績報告書(様式7)を県連盟に提出するものとし、これをもって助成金交付申請および事業実施報告とする。

### 7 助成金の交付確定

本部長は、提出された事業実施報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式5)により通知する。

### 8 請求書の提出

助成金交付確定通知書を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式6)を県連盟に速やかに提出する。

### 9 助成金の支出

助成金交付請求書を受理した県連盟は、速やかに助成金を交付するものとする。

## 10 助成金の返還

助成金を受けた申請者が、助成金交付申請等に際して、内容等に虚偽または不実の記載があった場合は、助成金の返還を命ずるものとする。

- 附則 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。  
この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

\*参考 自家用車を使用する場合の交通費積算

(別表 1) 片道 1 台当たりの交通費

| 距離          | 交通費    |
|-------------|--------|
| ～10km未満     | 500円   |
| 10km～25km未満 | 1,000円 |
| 25km～50km未満 | 1,500円 |
| 50km～       | 2,000円 |

## 緑の少年団活動支援事業フロー図(1)(2)(4)

緑の少年団は、事業実施前までに交付申請書を作成し、緑の少年団鹿児島県連盟（以下、県連盟という）に提出する。

②県連盟は、「交付決定通知書」を緑の少年団に送付する。

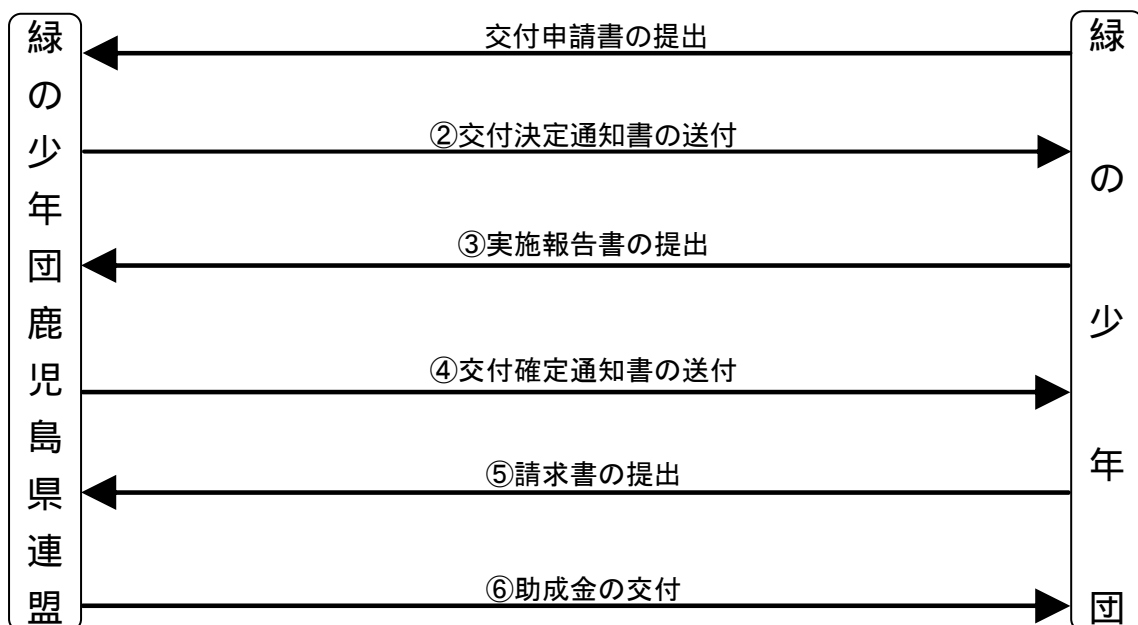
③緑の少年団は、事業実施後速やかに実施報告書（写真、領収書等添付）を、県連盟に提出する。

④県連盟は、交付確定通知書を緑の少年団に送付する。

⑤交付確定を受けた緑の少年団は、速やかに請求書を県連盟に送付する。

⑥県連盟は、緑の少年団へ助成金を交付する。

（別表２）



## ○緑の少年団活動支援事業のフロー図(5)

- ①県連盟は、緑の少年団に活動実績報告書の提出を依頼する。
- ②各緑の少年団は、3月末日までに県連盟に活動実績報告書を提出する。
- ③県連盟は、交付確定通知書を各緑の少年団に送付する。
- ④各緑の少年団は、請求書を県連盟へ提出する。
- ⑤県連盟は、各緑の少年団へ交付金を交付する。

(別表3)

